

## 2-1

# 消防体制の強化

## 現状と課題

災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応するため、出動体制や増援体制の強化、人員配置の効率化、住民サービスの向上を目指し、複数の市町と共同で消防業務を行います。市民・来遊客の安全・安心を確保するため、今後も広域常備消防と連携を緊密に行う必要があります。

消防・防災活動に従事する消防団員は、地域に密着した非常備の消防機関として、重要な役割を担っています。その活動には事業所の理解が不可欠であり、現在は事業所の協力により定員を確保していますが、消防団員に占める被雇用者（サラリーマン）の割合が年々増加しているため、事業所との連携・協力体制を一層強化し、入団しやすい環境を整備することが重要です。また、消防団員の活動環境を整備するため、装備の充実を図る必要があります。

大規模災害時に各地区で活動する消防活動支援員（消防団員・消防職員のOBで構成）の組織強化に努めていますが、引き続き、登録者数の増加と装備の充実を図っていく必要があります。

災害発生時の消防活動を円滑に行うため、消防水利の整備充実に努めていますが、引き続き、消防水利の少ない地域に整備を進める必要があります。

## 目標

安心して住めるまち・安心して泊まれるまちを目指します

## 成果指標

| 指標    | 指標の内容・出所等 | 現状<br>(H22) | 現状<br>(H27) | 目標値<br>(H32) | 目標値の考え方                              |
|-------|-----------|-------------|-------------|--------------|--------------------------------------|
| 消防団員数 | 条例定数      | 506人        | 506人        | <b>506人</b>  | 条例定数を確保することにより、市民や来遊客の安全・安心の確保につなげる。 |



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                    | 概 要  |
|------------------------|--|
| 1<br>広域常備消防との連携強化      | 初動体制の強化、人員配置の効率化、住民サービスの向上を目指した広域常備消防と消防団が連携強化を図る。             |
| 2<br>消防団の充実強化・活性化対策の推進 | 消防団員を雇用する事業所へ協力要請を行い、消防団員の確保に努める。また、消防団員の活動環境を整備するため、装備の充実を図る。 |
| 3<br>消防活動支援員の充実強化      | 消防団員・消防職員のOBで構成する消防活動支援員の登録者数の増加と装備の充実を図る。                     |
| 4<br>消防水利の充実強化         | 消防水利の少ない地域へ計画的に耐震性貯水槽の設置を図る。                                   |

2-2

# 危機管理体制の充実

## 現状と課題

本市では、相模トラフや南海トラフでの地震・津波はもとより、台風や集中豪雨などの風水害、伊豆東部火山群による群発地震などの自然災害が発生する可能性があります。また、新型インフルエンザなどの感染症の拡大や武力攻撃など様々な危機も予想されますが、これら危機に対し公的機関による「公助」だけでは限界があり、自らの命は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」による地域防災力の強化は必要不可欠であり、官民一体となった危機管理体制の強化が重要です。

東日本大震災を教訓に相模トラフや南海トラフで発生する地震の想定が見直され、本市では相模トラフにおける最大クラスの地震で発生する津波による浸水域がこれまでの想定から大きく拡大されました。この新たな想定に対する警戒避難体制を地域住民とともに整備していく必要があります。

本市は、多くの源泉に恵まれた国内有数の観光温泉都市ですが、その温泉の恵みは伊豆東部火山群の活動によるものです。一たび火山活動が活発化し、群発地震の発生や噴火の危険性が高まった場合には、地域に与える影響は甚大なものとなり、特に噴火の危険性が高まった場合には、多くの地域住民の避難の必要があることから、火山に対する警戒避難体制の整備を行っていく必要があります。

災害時における市民への情報伝達手段は、現状、同報無線の屋外放送により伝達を行うとともに、不達地域の解消のため登録制のメールマガジンとケーブルテレビのテロップ放送を行っています。今後、様々な情報通信システム（FM放送やSNS等）との連動による情報伝達システムの検討と整備を行うとともに、地域における情報伝達体制の強化を図り、より確実な情報伝達を行っていく必要があります。

公共施設は、地震災害時等に、防災拠点としての機能を発揮する施設であり、災害応急対策を円滑に行うためには、これらの耐震化が重要です。本市では、公共施設の耐震診断を実施し、耐震性が不足する施設について計画的に耐震化を進めてきました。

公共施設以外の建築物の耐震化への取組についても、人的被害を最小限にするために、建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります。平成13年度からTOUKA I-O事業により建築物の耐震化を図るため、建物の耐震診断及び住宅の耐震補強工事に対する補助事業を実施してきましたが、今後についても更に耐震化を推進するための普及啓発を進める必要があります。（「2-9 良好な住環境の整備」より）

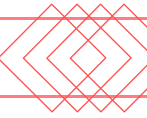
災害発生時に助けが必要な方の支援を行うための避難行動要支援者避難支援を重点的に進める必要があります。（「1-7 地域福祉の充実」より）

## 目標

市民の危機管理意識が高く、有事に強いまちを目指します

## 成果指標

| 指標             | 指標の内容・出所等                                | 現状 (H22)          | 現状 (H27)          | 目標値 (H32)         | 目標値の考え方  |
|----------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|--|
| 自主防災組織数        | 市内全体の町内会、自治会のうち、自主防災会を組織する団体数（連合会組織を含む。） | 平成23年1月<br>156 団体 | 平成27年1月<br>161 団体 | 169 団体<br>(全組織加入) | 有事における地域活動組織の基本である自主防災組織に全市民が加入し危機管理体制を確立するため。 |
| 発災後の人的被害 (死者数) | 地震、津波、山・崖崩れ等の本市における人的被害のうち死者数            | 平成22年度<br>0 人     | 平成26年度<br>0 人     | 0 人               | 危機管理体制強化の成果として、発災時においても死者0人を目指す。               |



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                    | 概 要   |
|------------------------|---|
| 1<br>防災意識の向上           | 地震や津波、土砂災害等の危険区域等を対象市民に周知するとともに自主防災組織及び地域住民を対象に、防災講演会や防災講話を実施し、市民一人一人の防災意識の向上を図る。   |
| 2<br>危機管理体制の強化         | 民間企業や団体等と災害時の協定を締結し、有事における官民の連携体制を強化する。<br>総合防災訓練や地域防災訓練、土砂災害訓練、水防訓練、津波避難訓練、火山防災訓練など災害の種別や地域の実情に合った訓練を実施し、日頃からの防災体制を強化する。<br>静岡県第4次地震被害想定に基づき、津波避難場所の指定や地域の実情に合った津波避難行動計画の作成を推進し、津波避難警戒体制を整備する。<br>必要となる非常食や避難生活資機材を備蓄するとともに、自主防災組織に対し、救助資機材等を交付する。<br>伊東市国民保護計画に基づき、武力攻撃等から市民を保護し、市民生活への影響を最小とするための保護措置を、本市が長年培ってきた防災に関する知識、経験等を活かし、的確かつ迅速に実施する。 |
| 3<br>情報伝達体制の強化         | 災害時における市からの情報を的確に市民へ伝達するため、メールマガジンの登録を推進するとともに、同報無線とその他の情報伝達手段との連動を検討し整備することにより、情報伝達体制の強化を図る。   |
| 4<br>耐震化の推進            | 公共施設の耐震診断結果を踏まえ、優先度を定め、耐震化を継続的に取り組んでいく。また、公共施設以外の建築物については、昭和56年5月以前に建設された建物の耐震性の向上のため、耐震診断及び木造住宅耐震補強工事に対し補助するとともに、耐震化の必要性について、普及啓発を実施する。  |
| 5<br>避難行動要支援者避難支援計画の推進 | 自主防災会（町内会等）との連携を深め、地域福祉計画の具体的活動の柱である避難行動要支援者避難支援計画を進めながら、地域の共助・互助を推進する。   |

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

| 方 策       | 概 要                |
|-----------|--------------------|
| この施策分野全体を | 市民との協働により推進していきます。 |

## 2-3

# 総合治水対策の強化

## 現状と課題

河川や水路等の破損箇所を放置すると重大な災害の原因になるため、大雨の後のパトロールにより異常が認められた場合には、早急に対応していますが、日頃から継続的な河川の観察も重要です。

河川改良等により、浸水被害の発生が減少しておりますが、近年の集中豪雨は、短時間での雨量が増加する傾向があるため、河川の増水による浸水被害や土砂災害防止の新たな対応が求められています。

河川や水路がない箇所において、急激な宅地化により雨水が路面に滞留することから、浸水被害が年々増加しており対策が必要です。

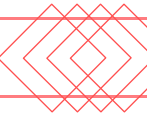
人的被害の発生するおそれがある危険な渓流や崩壊のおそれがある崖等の危険な箇所の対策を図っていますが、全ての危険箇所の整備を行うことは困難なため、引き続き対策事業を促進するとともに、人的被害を未然に防ぐ防災体制の確立を図る必要があります。

## 目標

**水害や土砂災害に強いまち**を目指します

## 成果指標

| 指標            | 指標の内容・出所等   | 現状<br>(H22)         | 現状<br>(H27)         | 目標値<br>(H32) | 目標値の考え方                            |
|---------------|---|---------------------|---------------------|--------------|------------------------------------|
| 河川があふれる<br>件数 | 時間雨量 50mm 以下（静岡県が定めた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における河川改修の条件値）の条件下での河川があふれた件数 | 平成 22 年度<br><br>0 件 | 平成 26 年度<br><br>0 件 | <b>0 件</b>   | 時間雨量 50mm 以下では、河川があふれない施設の維持管理を行う。 |



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                        | 概 要  |
|----------------------------|--|
| 1<br>河川及び水路の整備促進<br>及び維持管理 | 集中豪雨に対応する河川及び水路の整備を促進し、浸水被害等を防止するとともに、整備済みの河川等については、排水能力を維持するため、堆積物の除去、破損箇所の補修等維持管理に努める。                             |
| 2<br>砂防及び急傾斜地崩壊<br>防止事業の促進 | 危険箇所の調査を行うとともに、砂防事業及び急傾斜地崩壊防止事業の促進を国・県に働きかける。また、事業の受益住民との調整を図る。  |
| 3<br>水防体制の整備               | 土砂災害警戒区域の住民に対し、ハザードマップを作成し、個別配布することにより日頃の備えと警戒・避難について啓発活動を推進する。また、消防や自主防災会等との連携・協力体制を構築するとともに、訓練の実施により連携・協力体制の強化を図る。 |

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

| 方 策                     | 概 要   |
|-------------------------|---|
| 市民と市との協働による<br>河川の維持管理  | 市民と市が協働して、各種河川愛護事業補助制度を積極的に活用し、河川の草刈りやごみ拾いなどの河川の環境美化活動を行う。これにより、河川の排水能力の維持に寄与するとともに、日頃から市民が河川に興味をもつことで、異変をいち早く察知し、早期の補修を図る。 |
| 市民と市との協働による<br>雨水の宅地内処理 | 路面に流出する雨水の減少を図り、住宅の浸水被害を軽減するため、市民の協力により宅地内への浸透柵の設置を推進する。  |

2-4

# 地域安全活動の充実

## 現状と課題

本市における主な犯罪は、車両の盗難や車上荒らしなどの乗物盗となっていますが、全体的に犯罪件数は大きく減少しています。しかしながら、振り込め詐欺を始めとする不審電話などの相談は多く寄せられており、その内容は巧妙化・悪質化していることから、今後もマスメディアを活用した広報や街頭キャンペーンの実施など、防犯啓発活動を推進していく必要があります。

少年非行に関する検挙・補導人員については、生活安全推進協議会が組織する防犯・暴力追放推進委員会などの関係機関・諸団体等との緊密な連携による諸活動の実施により減少しているものの、少年非行の低年齢化や窃盗等の重犯罪化が進んでいるため、より一層の防犯活動を推進していく必要があります。

本市における人身事故件数は減少傾向にありますが、物損事故件数は横ばい傾向にあります。事故発生の特徴としては、市民が事故の起因となる割合が高いことや高齢者に関係した人身事故の割合が高いことが挙げられます。市民への交通安全意識の向上を図るとともに、高齢者に向けた交通安全教室の開催など交通安全対策を強化し、交通事故防止に努める必要があります。

携帯電話情報サービス等の架空請求やインターネットオークションによる被害など、消費者を対象とした犯罪の多様化・複雑化が進んでいます。また、依然として高齢者を対象にした訪問販売被害も増加しており、これらの被害を未然に防ぐために、啓発活動だけでなく地域との連携などを強化する必要があります。

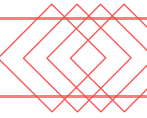
## 目標

事件・事故が少なく、安全で安心なまちを目指します

## 成果指標

| 指標                              | 指標の内容・出所等              | 現状 (H22) | 現状 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方                                  |
|---------------------------------|------------------------|----------|----------|-----------|--|
| 市内における<br>刑法犯 <sup>※</sup> 認知件数 | 伊東警察署発行<br>「犯罪のあらまし」から | 平成 21 年  | 平成 26 年  | 392 件     | 市と警察との広報、啓発の周知により、前年度発生件数の 1% / 年減少を目指す。 |
|                                 |                        | 710 件    | 412 件    |           |  |
| 市内における交通<br>人身事故発生件数            | 伊東警察署発行<br>「交通のあらまし」から | 平成 21 年  | 平成 26 年  | 489 件     | 市と警察との広報、啓発の周知により、前年度発生件数の 1% / 年減少を目指す。 |
|                                 |                        | 585 件    | 514 件    |           |  |

※ 刑法犯：殺人、傷害、窃盗の犯罪



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                        | 概 要   |
|----------------------------|---|
| 1<br>防犯・暴力追放対策の<br>充実      | 安全で安心して生活できる地域社会をつくるため、警察、防犯・暴力追放推進委員会、地域安全推進協議会等各種団体と連携し、地域の連帯意識の高揚を図るとともに、広報活動や防犯教室の開催、犯罪被害弱者対策、防犯団体等の支援など、防犯・暴力追放のための対策を推進する。  |
| 2<br>交通安全対策の充実             | 市民一人一人が自らの交通安全の知識を高め、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図る。また、幼児から高齢者まで交通安全教室を行うとともに、地域の交通指導員の確保と育成に努め、交通安全協会を始めとする各交通安全団体が行っている活動を支援する。さらに、交通事故の発生につながる道路環境や交通安全施設等を整備するとともに、警察署に対し、交通規制の適正化を働きかける。 |
| 3<br>消費者の立場に立った<br>相談業務の充実 | 多様化・複雑化する消費生活問題に迅速・的確に対応するために、相談員のレベルアップや被害に迅速に対応できる体制づくりを強化し、安全で確かな商品やサービスを選択する賢い消費者の育成や被害の未然防止のための啓発活動などを行い、消費者の立場に立った消費者相談業務の充実を図る。  |

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

| 方 策                     | 概 要  |
|-------------------------|--|
| 犯罪及び交通事故防止に<br>対する意識の高揚 | 市民は、自らの安全は自ら守る意識の下、日頃から住宅、自動車等の確実な施錠を行い、安全運転を励行する等、犯罪及び交通事故の防止に努める。市は、市民の意識の高揚が図れるよう、広報及び啓発活動や、市民及び事業者の自主的活動の促進に関する必要な施策を実施する。 |



2-5

# 安全な水の安定供給

## 現状と課題

本市の水道水は、地下水を主な原水としており、自然の力により長い時間をかけてろ過され、生み出された水質は、とても良好で、最低限の塩素消毒のみで水道水として利用できます。今後も、安全な水道水を供給していくことが求められています。

豊富な地下水に恵まれ、年間を通じて安定的に給水できていますが、観光地としての特性から、水需要が急激に増大する行楽シーズンなど、時期によって貯水量に余裕がなくなる地域があります。今後、このような地域の解消が求められています。

水道は、市民の重要なライフラインであるため、平常時はもとより災害・事故時においても給水できることが求められています。また、水道施設に被害が発生した場合においても、早期復旧を実現するため、体制の強化を図る必要があります。

水道施設の半数以上が完成後 30 年以上経過しているため、災害・事故時に備えた施設管理を行うとともに、今後も順次耐震診断を実施し、診断結果に基づき計画的な施設の改良を進める必要があります。

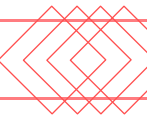
将来にわたって、市全域に対し継続的に水を安定供給するため、民営水道のうち、11 事業者との統合を計画し、うち 7 事業者との統合が完了しています。

## 目標

安心でおいしい水が安定的に供給されるまちを目指します

## 成果指標

| 指標                                      | 指標の内容・出所等  | 現状 (H22)        | 現状 (H27)          | 目標値 (H32)  | 目標値の考え方  |
|---|--|-----------------|-------------------|------------|--|
| 水質・安定供給・水道料金などを総合的に評価した場合の、満足している使用者の割合 | 市民満足度調査の「安全でおいしい水の安定供給」に対して「満足」、「おおむね満足」及び「やや満足」と答えた人の割合 | 平成 21 年度<br>86% | 平成 27 年度<br>86.6% | <b>90%</b> | 使用者の満足度が水道事業の目標の達成度を表す指標になり、水道事業への信頼を高めることとなります。 |



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                        | 概 要  |
|----------------------------|--|
| 1<br>安全な水道水の確保             | 水質検査計画に基づき、毎年度水質検査を実施し、安全な水道水を供給するとともに、全国的に問題になっている塩素消毒が効かない生物に対して、発生を想定した対策を検討する。 |
| 2<br>水道水の安定供給対策の推進         | 行楽シーズンなど水需要が増大する時期に貯水量の余裕がなくなる地域を解消するため、奥野ダム水源の活用や配水系統の見直しとともに、水道施設の整備を進める。        |
| 3<br>災害時に迅速に対応できる体制づくり     | 職員の技術力の向上に取り組み、災害・事故時の応援協力体制を確立する。   |
| 4<br>災害・事故に備えた施設の管理・耐震化の推進 | 老朽化した水道施設について優先順位を定め、順次更新する。また、耐震化計画を策定した上で施設の耐震化を進めるとともに、老朽管は耐震性に優れたものに交換する。      |
| 5<br>持続可能な経営基盤の強化          | 水道料金の収納率の向上を図り、企業債残高の縮減に向けた経営を推進する。また、水道施設の整備充実や耐震化のため、料金体系の見直しを検討する。              |
| 6<br>民営水道の統合の推進            | 未統合となっている4事業者の統合の推進に加え、さらに他の民営水道事業者とも統合に向けて協議を行っていく。                               |

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

| 方 策        | 概 要   |
|------------|---|
| 災害に備えた水の備蓄 | 防災対策の一環として、市は広報誌等により水の備蓄の必要性を呼びかけ、市民は家庭や職場での生活水の確保に努める。 |

2-6

# ごみ対策の充実

## 現状と課題

循環型社会形成推進のため分別収集を実施していますが、可燃(焼却)ごみの中に資源化できるものが含まれていることから、一層のごみ分別の周知を徹底することが重要です。

指定ごみ袋によるごみ処理有料化の実施により、可燃ごみ減量化の効果が現れていますが、更なる減量化を目指した啓発活動が必要です。

環境美化センターの焼却炉は更新改良整備事業が平成 27 年 3 月に完了したものの、他の一般廃棄物処理施設については、長年の稼働により、老朽化が著しく、改修等の必要性が生じていることから施設の更新改良等を行う必要があります。

ごみステーションは地域住民の管理により設置されていますが、違反ごみ排出などの迷惑行為の防止に対しては、地域住民と連携し、適正な管理を行っていく必要があります。

犯罪行為である家庭用品、家電品、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は周囲の環境なども破壊する行為であるため、パトロールの強化をはじめ、住民との協力により不法投棄されにくい環境づくりの対策が必要です。

## 目標

ごみの少ない良好な環境を目指します

## 成果指標

| 指標     | 指標の内容・出所等                         | 現状 (H22)            | 現状 (H27)            | 目標値 (H32)                           | 目標値の考え方  |
|--------|-----------------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------------|--|
| ごみの排出量 | ごみの総収集量                           | 平成 21 年度            | 平成 26 年度            | <b>31,789</b> ト                     | 現状のごみ総量は 5%の減量目標を達成できた。今後は分別品目を追加し、資源化の推進を図り 7.5%の減量を目指す。                          |
|        |                                   | 36,020 ト            | 33,981 ト            |                                     |  |
| リサイクル量 | ごみの総収集量に占める資源化量と資源化率<br>※括弧内は資源化率 | 平成 21 年度            | 平成 26 年度            | <b>6,926</b> ト<br>( <b>21.79</b> %) | ごみ総量の減少に伴い、資源化量も減少するが、今後プラスチック製容器包装のステーション収集の実施を予定しており、排出環境を整備することにより、資源化率の増加を目指す。 |
|        |                                   | 7,634 ト<br>(21.19%) | 7,014 ト<br>(20.64%) |                                     |  |



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                | 概 要   |
|--------------------|---|
| 1<br>ごみ分別の更なる推進    | 「伊東市ごみ・資源収集カレンダー」に基づくごみ分別を徹底し、事業者の協力も得ながら、ごみの減量を図り、循環型社会の構築を推進する。   |
| 2<br>ごみ減量のための3Rの推進 | 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基本に、商品の過剰包装抑制、エコ（マイ）バッグ利用、リサイクル品使用などを、一人一人が心掛けるよう広報やイベントなどを通じ周知する。 |
| 3<br>一般廃棄物処理施設の整備  | 安定的、継続的にごみ処理を行うため、施設の適正な維持管理を行うとともに延命化に努める。また、平成5年に供用開始したクリーンセンターの更新改良等に向けて調査・研究を進めていく。                     |
| 4<br>リサイクル環境の整備    | プラスチック製容器包装*のステーション収集について、早期の実施を目指すなど、リサイクル環境の整備に努める。また、町内会や子供会などの資源回収団体による資源回収量の増加を図るため、団体の育成などを行う。        |
| 5<br>不法投棄対策の推進     | 不法投棄による環境の悪化を防止するため、パトロールを強化するとともに、所轄保健所、警察と連携し、防止対策に取り組む。また、民有地への不法投棄に対しては、管理者へ防止対策などの助言を行う。               |

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

| 方 策            | 概 要   |
|----------------|---|
| 地域ぐるみによる環境美化活動 | 市民一人一人が、ごみの分別や減量について日常的に意識するとともに、町内会や各種団体が行う清掃活動に対し、積極的に参加する。市は、市民によるまちの美化活動を推進するため、ごみ袋の提供や収集したごみの回収などの支援を行う。 |

※ プラスチック製容器包装：商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器（ペットボトルを除く。）や包装のことで、商品が使われたり、商品と分離された場合に不要となるもの。

2-7

# 環境にやさしいまちづくり

## 現状と課題

人が生活し、生産活動を行うことにより、地球温暖化の主な原因である温室効果ガスが増加し、異常気象の発生や生態系への影響が懸念されています。低炭素社会の構築を図り、緑豊かな地球環境を維持していくため、新エネルギー・省エネルギーの導入に対する支援の実施や、次世代の子どもたちに対する環境教育の充実を図る必要があります。

森林は、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な役割を果たしているため、無秩序な開発防止に努めるとともに、保全と有効利用を図る必要があります。

愛護動物の飼養者の不適切な飼育により、迷惑を受けている周辺住民との間でトラブルが発生しています。飼養者に対して、愛護動物の適正な飼育について指導を行うとともに、周辺住民についても、人と愛護動物とが共生していくための理解を求めていく必要があります。

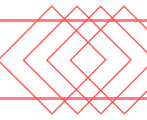
住民の生活環境を阻害する事業活動、個人が発生する騒音・振動・悪臭・野焼き等に対する相談が寄せられています。行為者に対して、迷惑行為を防止するための指導を行う必要があります。

## 目標

市民が環境に関心を持ち、人にやさしいまちの創造を目指します

## 成果指標

| 指標                        | 指標の内容・出所等              | 現状 (H22)                      | 現状 (H27)            | 目標値 (H32)      | 目標値の考え方  |
|---------------------------|------------------------|-------------------------------|---------------------|----------------|--|
| 太陽光発電システム設置件数             | 市内設置件数<br>(売電契約件数)     | 平成 21 年度<br>480 世帯<br>(1.38%) | 平成 26 年度<br>1,317 件 | <b>2,300 件</b> | 現状において 5 年間の倍増目標を達成することができた。今後も啓発活動を続けることにより、対前年度比 10%増を目指す。 |
| 愛護動物・公害に関する迷惑行為に寄せられる苦情件数 | 市民から市に寄せられた苦情件数(環境課実績) | 平成 21 年度<br>83 件              | 平成 26 年度<br>78 件    | <b>66 件</b>    | 市民の生活環境をより良好なものとするため、苦情件数を 5 年間で 15%減少することを目指す。              |



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                | 概 要   |
|--------------------|---|
| 1<br>低炭素社会の推進      | 低炭素社会を推進するため、新エネルギーや省エネルギーを導入する市民や事業者等に対して助言等支援を実施するとともに、低炭素社会推進の重要性や必要性等について、広報や市ホームページ等により広く啓発していく。 |
| 2<br>森林整備事業の促進     | 荒廃した森林を整備する森の力再生事業や治山、林道整備事業などの森林整備事業により、良好な森林環境を保全し、土砂流出及び洪水を防止するとともに、濁水を緩和させる。                      |
| 3<br>健康で安全な生活環境の確保 | 犬・ねこの飼育及び騒音・振動・悪臭・野焼き等の問題について、市民・事業者への周知を図るとともに、保健所や警察と連携し、その防止に努める。                                  |

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

| 方 策  | 概 要  |
|--|--|
| 環境カウンセラー <sup>※</sup> 等との協働による地球環境や生活環境の保全を図る啓発活動の実施 | 環境カウンセラー等との協働による児童、生徒に対する低炭素社会に向けた取組をはじめとした啓発活動を通じ、地球温暖化防止や環境保全に関する市民の意識を高め、問題解決への道筋を探る。 |
| 市民参加の森づくり推進  | 民間との協働により、森林環境を保護するために、杉、ひのきを間伐した後に広葉樹の植栽を促進する。また、市民参加の森づくりのために森林ボランティアを育成する。            |
| 市民・動物ボランティア・保健所との協働による地域ねこ対策の実施                      | 飼い主のいないねこによる迷惑行為を減少させるため、地域住民等の理解と協力の下、不妊去勢手術などを行うことにより、問題解決を図る。                         |

※ 環境カウンセラー：環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、市民や事業者等の環境保全活動に対する助言を行う人材として、環境省が実施する審査を経て認定されている者。

2-8

# 生活排水対策の充実

## 現状と課題

川・海等の水質保全や生活環境の向上を図り、快適な市民生活を送るため、汚水や排水の適切な処理が必要不可欠です。このため、必要な環境整備を行うとともに、公共下水道の供用開始区域においては、下水道への接続世帯を増やすことが求められています。

緩やかに減少する人口や節水機器の普及等により、汚水量は従来見込みより減少する傾向にあります。このことから、従来の下水道施設の整備計画を見直す必要があります。

市民生活の安心・安全確保を図るためには、適切な汚水処理を行う必要があります。膨大な下水道施設の計画的な維持管理（改築・更新）及び耐震化が求められていますが、多額の事業費が必要となることから、中長期的な経営判断の下に事業を進めることが必要です。

公共下水道事業は、市民生活に身近な社会資本を整備し、将来にわたり安定したサービスを提供する役割が求められています。このため、経営基盤の強化を図り、収益、資産等を正確に把握することで、経営の効率性及び透明性を向上させることが必要となります。

公共下水道事業区域外については、合併浄化槽設置補助制度の活用や適切な維持管理の更なる指導徹底を図る必要があります。

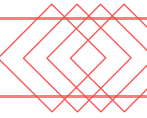
## 目標

生活排水の適正処理や水洗化により、  
清潔で快適な生活環境を目指します

## 成果指標

| 指標                  | 指標の内容・出所等                       | 現状 (H22)       | 現状 (H27)       | 目標値 (H32)  | 目標値の考え方   |
|---------------------|---------------------------------|----------------|----------------|------------|---|
| 環境基準 (河川BOD・海域COD※) | 環境法に基づき静岡県が定めた環境基準点の河川BOD・海域COD | 平成 21 年度<br>達成 | 平成 26 年度<br>達成 | 引き続き<br>達成 | (八代田橋)<br>河川A (BOD 2mg/ℓ以下)<br>(渚橋)<br>河川B (BOD 3mg/ℓ以下)<br>海域A (COD 2mg/ℓ以下) |

※ 河川BOD・海域COD：水の汚れを示す数値。河川・湖沼ではBOD、海域ではCODを採用し、数値が小さい方がよい。



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                      | 概 要   |
|--------------------------|---|
| 1<br>下水道施設の整備促進          | 新たな汚水量等の将来予測に基づき、事業認可計画の見直しを行い、より費用対効果の高い箇所から順次整備に努める。  |
| 2<br>水洗化の促進              | 公共下水道及び地域汚水処理施設の供用開始区域において、啓発活動を推進し、下水道等への接続世帯の増加に努め、より良い水環境の確保のための水洗化率の向上を目指す。   |
| 3<br>下水道施設の適正管理          | 従来事故発生対応型管理から事前予防型維持管理に転換し、施設の長寿命化を進め、事故の未然防止を図るとともに、経費の節減に努める。また、重要施設については耐震診断に基づく必要な補強を行い、常に安定した汚水処理を確保する。            |
| 4<br>下水道の健全経営（公営企業会計の導入） | 一般会計からの繰入金その他下水道事業の経営のあり方を検討し、経費内の明確化と経営の健全化を図るため、公営企業会計の導入を目指す。  |
| 5<br>適正な浄化槽の継持管理の推進      | 補助制度の活用による単独浄化槽から合併浄化槽への切替指導や、法令に基づく、水質検査、保守点検、清掃の促進を図るため、県との連携による講習会や立入検査を実施するとともに、広報紙などを活用した啓発活動により、適正な浄化槽の継持管理を推進する。 |

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

| 方 策            | 概 要   |
|----------------|---|
| 水環境に対する市民の理解促進 | 良好な水環境を確保することは、快適な生活環境につながることから、家庭排水の問題について学習し、下水道や浄化槽の役割に対する理解を深めるとともに、公共下水道の利用率の向上に努める。 |



## 2-9

# 良好な住環境の整備

## 現状と課題

相模トラフや南海トラフでの地震等が予想される中、人的被害を最小限にするために、建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、平成13年度からTOUKAI-O事業により建築物の耐震化を図るため、建物の耐震診断及び住宅の耐震補強工事に対する補助事業を実施してきましたが、今後についても更に耐震化を推進するための普及啓発を進める必要があります。

建築物について、新築・増築等の建設時の設計及び施工不良などによる欠陥や関係法令への不適合等をなくし、安全で良好な住環境等を確保する必要があります。

既存建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による健康被害を未然に防止し、生活環境の保全を図るため、アスベストの除去等の対策を行う必要があります。

市営住宅の入居者の方や、これから入居される方の良好な住環境の整備を確保するため、施設の内装や設備の傷んだ部分の改修を実施することが求められています。また、需要の状況を踏まえ、管理戸数を削減する必要があります。

人口減少や建築物の老朽化等により、適切な維持管理が行われていない放置された空家等について、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題が提起されています。平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことから、地域の実情に応じた空家等に関する対策を総合的に行う必要があります。

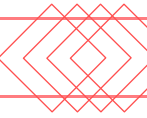
## 目標

**建物の安全を確保し、良好な住環境**を目指します

## 成果指標

| 指標              | 指標の内容・出所等                     | 現状 (H22) | 現状 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方  |
|-----------------|-------------------------------|----------|----------|-----------|--|
| 民間住宅の耐震化率       | 民間住宅で耐震性のある住宅*の割合             | 平成20年    | 平成25年    | 95%       | 伊東市耐震改修促進計画による、平成32年度に耐震化率95%を目標とする。                   |
|                 |                               | 75%      | 80%      |           |  |
| 建築基準法による完了検査実施率 | 年度ごとの建築確認済の建築物に対する完了検査実施件数の割合 | 平成21年度末  | 平成26年度末  | 100%      | 建築確認済を取得し、工事が完了した時は完了検査申請を提出し、検査を受ける必要があるため100%を目標とする。 |
|                 |                               | 75%      | 93%      |           |  |

※ 耐震性のある住宅：ここでいう「耐震性のある住宅」とは、昭和56年5月以前に建てた住宅で耐震診断により「耐震性があり」となった住宅及び耐震補強工事をした住宅、並びに昭和56年6月以降に建てた住宅をいう。



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                  | 概 要  |
|----------------------|--|
| 1<br>民間建築物の耐震化の推進    | 昭和56年5月以前に建設された建物の耐震性の向上のため、耐震診断及び木造住宅耐震補強工事に対する補助をすることにより、耐震化を推進する。   |
| 2<br>建築物の完了検査実施の推進   | 窓口や電話での建築相談を実施するとともに、建築確認済証交付時には完了検査等を受けるように文書を添付し、啓発を行う。  |
| 3<br>民間建築物アスベスト対策の推進 | 民間建築物の吹付けアスベスト含有調査、除去工事、封じ込め及び囲い込み工事に対し補助するとともに、事業に関する普及啓発を実施する。   |
| 4<br>市営住宅の維持・管理      | 市営住宅の維持管理を行うとともに、施設の内装や設備の傷んだ部分については、必要に応じ改修を実施する。また、火事や地震等により被害を受けたときは、一時的に使用ができる住宅を確保するなどの環境整備を行う。また、木造住宅や耐震性が劣る住宅については、空家となった場合は、解体するなど計画的に管理戸数を削減する。 |
| 5<br>空家等に関する施策の実施    | 空家等の所有者に対し、適正な維持管理の指導や利活用を推進すること等により、空家等の発生防止や増加の抑制に向けた総合的な対策を行うとともに、周辺の景観を著しく阻害し、又は防災上不適切な状態にある建築物に対し、工事費の一部を補助することで、所有者に解体・撤去を促す。                      |

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

| 方 策        | 概 要   |
|------------|---|
| 住環境の安全性の向上 | 建築物の耐震化の必要性について、普及啓発活動を実施することにより、住環境の安全性の向上に対する市民の意識向上を図る。このことにより、市民と行政が協力して安全な住環境の整備に取り組む。 |

2-10

# 潤いと活気のあるまちづくり

## 現状と課題

中心市街地のにぎわい創出のため、道路整備等に取り組んでいますが、商店街の衰退や若者の郊外移住等により、定住人口の減少やにぎわいの喪失など中心市街地の空洞化が進んでおり、にぎわいを取り戻すための活性化策が必要です。

自然公園法による規制や、市内各種団体による良好な景観形成・保全活動等により、伊東八景を始めとする恵まれた自然環境と調和した快適なまちづくりに取り組んでいます。しかしながら、幹線道路沿いに乱立する看板や、景観への配慮に欠ける建築物等により、自然景観や街並み景観が阻害されている箇所も見受けられ、良好な景観を維持するための改善策が求められます。

中心市街地を活性化していくためには、市民や多くの観光客が利用する本市の玄関口である伊東駅前地区の整備が重点取組の一つですが、駅前広場周辺は電車の発着時間前後を中心に、車や歩行者で混雑し、市民や観光客が憩える空間となっていません。このため、伊東駅前地区を安全・安心で観光地にふさわしいにぎわいのある空間として整備することが求められています。

用途地域<sup>\*</sup>内では、建物用途の制限を設けることで適正な土地利用を誘導し、良好な住環境の形成や商業地としての利便性向上を図っています。しかし、用途地域が定められていない地域では、一部において無秩序な開発による市街化の進行が見られ、自然環境が損なわれる原因ともなっています。

伊東市菅天城霊園は、伊東国際観光温泉文化都市建設計画に位置付けられた霊園であり、市民の憩いの場として広く市民が散策に訪れる緑地公園として霊園整備に取り組んできました。しかしながら核家族化の進行による無縁墳墓の増加や葬送等に対する市民の意識の多様化に伴い、墓地継承者が不在などの市民需要に対応するため、墓地附帯設備として新たに納骨堂、合葬塚の建設が求められています。

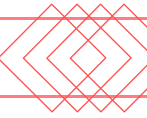
## 目標

地域特性をいかした安全で快適な市街地を形成  
するとともに、良好な街並み景観を目指します

## 成果指標

| 指標                  | 指標の内容・出所等   | 現状 (H22)        | 現状 (H27)        | 目標値 (H32)  | 目標値の考え方  |
|---------------------|---|-----------------|-----------------|------------|--|
| 本市の景観が好ましいと感じる市民の割合 | 本市の景観に関する市民意向調査の「海岸・高原・住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成」に対し、「満足」「おおむね満足」「やや満足」と答えた人の割合 | 平成 21 年度<br>51% | 平成 26 年度<br>56% | <b>64%</b> | 「不満」「かなり不満」「やや不満」と答えた人の 2 割が平成 32 年には、「満足」「おおむね満足」「やや満足」と感じるように景観を向上させる。 |

※ 用途地域：地域特性に合わせて建築物の用途及び形態の制限を行うことにより、適正な都市機能と良好な都市環境を有する市街地形成を図る地域。



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                         | 概 要   |
|-----------------------------|---|
| 1<br>中心市街地の活性化の<br>推進       | 温泉街の情緒やにぎわいを再生し、観光地として個性的な景観の維持保全を図るため、温泉文化の拠点づくりや商店街の魅力づくりを進めることにより、市民の憩いの場の創出と観光交流人口の増加を図る。 |
| 2<br>自然環境をいかした<br>憩いの場の整備   | 市民や観光客の安らぎと憩いの場所として、公園や緑地などの整備を図る。併せて郊外においても、自然環境をいかした憩いの場を整備し活用する。                           |
| 3<br>個性的で魅力あふれる<br>景観の形成と保全 | 温泉街の雰囲気や恵まれた自然等、本市の特性をいかした良好な景観の形成と保全を推進する。   |
| 4<br>伊東駅周辺地区の<br>にぎわいの演出    | 本市の玄関口としての利便性の向上やにぎわいの創出のため、再開発事業等により伊東駅前広場や駅前地区を整備する。  |
| 5<br>土地利用の健全化               | 用途地域の範囲や分類の見直しにより、地域特性に合わせた制限を設け、乱開発の抑制や秩序ある土地利用を図る。  |
| 6<br>伊東市営霊園の整備推進            | 新たに納骨堂、合葬塚の建設を行うためには都市計画事業として県の事業変更認可が必要となるので、市民要望の実現のため、県との協議を進めていく。                         |

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

| 方 策                      | 概 要  |
|--------------------------|--|
| 市民との協働による<br>中心市街地活性化の促進 | 官・民が役割分担により、それぞれが得意分野を担って力を発揮できるよう、話し合いの場となるまちづくりに関する協議会等を設けることにより、若者から高齢者までの世代との協働活動を進めていく。 |

2-11

# 公共交通体系の充実

## 現状と課題

少子高齢化、人口減少、モータリゼーションの普及などにより公共交通利用者は年々減少し、路線バスのほとんどが赤字路線となっています。不採算路線からの撤退や運行頻度の減少が進み、利便性が低下していますが、高齢者などの交通弱者が増えていることから、日常生活に密着して利用される生活路線バスの維持は、今後ますます重要になります。

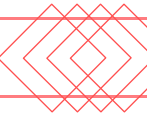
本市と周辺市町を結ぶ陸路は、山間部や海沿いの斜面を通るルートのみであり、地震や大雨・台風等の影響により、頻繁に道路の通行止めや鉄道の運転休止が発生しています。このことから、今後発生が予想される南海トラフや相模トラフ地震に対し、緊急避難路や緊急輸送路の確保が喫緊の課題となっています。

## 目標

便利で災害に強い公共交通体系の充実を目指します

## 成果指標

| 指標            | 指標の内容・出所等  | 現状<br>(H22)           | 現状<br>(H27)           | 目標値<br>(H32)     | 目標値の考え方   |
|---------------|------------|-----------------------|-----------------------|------------------|-----------|
| 生活路線バスの年間乗車人員 | 生活路線バス運行事業 | 平成 21 年度<br>238,290 人 | 平成 26 年度<br>215,000 人 | <b>215,000 人</b> | 生活路線バスの維持 |



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                                  | 概 要   |
|--------------------------------------|---|
| 1<br>地域公共交通の利便性<br>向上・安全性確保          | 事業者と協力して、バス路線の見直しやダイヤ改正を行い、利用者のニーズに合ったバス路線の確立を図るとともに、利用が少ない路線については、デマンド交通などの新交通システムを検討する。また、鉄道事業者に対し、乗り継ぎの改善など、利便性向上の要望を行うとともに、国・県・事業者と協調し、公共交通のバリアフリー化や安全性向上事業などへの支援を実施する。 |
| 2<br>緊急避難路や輸送路の<br>確保のための港湾整備の<br>推進 | ぜい弱な陸路以外の交通手段として、海路による災害時等の緊急避難路や輸送路の確保を目指し、港湾整備を推進する。  |

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

| 方 策                  | 概 要   |
|----------------------|---|
| 地域の実情に応じた公共<br>交通の検討 | 地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、利用者の利便を向上させるため、地域住民・利用者・事業者・行政が一体となって、地域の実情に応じた公共交通のあり方を検討する。 |

2-12

# 道路環境の整備

## 現状と課題

道路は市民生活に不可欠であり、また、観光スポットを結ぶ重要なインフラです。本市では、道路網の整備を進めていますが、観光シーズンには車が集中し、市内各所で渋滞が発生しているため、渋滞の緩和対策が求められています。

道路面の破損等により車両の損傷事故が発生しないよう、道路パトロールの実施等、安全な道路環境の整備を続けていく必要があります。また、橋りょう等道路施設についても、老朽化が進んでいるため、対策が必要です。

生活道路については、現在、消防車等緊急車両が進入できるよう整備を実施していますが、市民の利用状況に応じて狭小な市道の拡幅を進める必要があります。

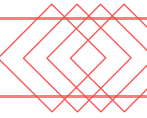
本市では、道路改良工事等において、歩道のバリアフリー化を行っています。高齢社会に対応した歩行者中心の、より安全な道路整備を続けていく必要があります。

## 目標

円滑・安全・安心・快適な道路環境を目指します

## 成果指標

| 指標                  | 指標の内容・出所等                                       | 現状 (H22)           | 現状 (H27)           | 目標値 (H32)     | 目標値の考え方   |
|---------------------|---|--------------------|--------------------|---------------|---|
| 道路整備について満足している市民の割合 | 市民満足度調査の「道路環境の整備」で「満足」、「おおむね満足」及び「やや満足」と答えた人の割合 | 平成 21 年度<br>12.60% | 平成 27 年度<br>48.70% | <b>51.80%</b> | ※5 年で 3%の向上を目指す。  |
| 幹線市道の整備率            | (整備済幹線市道の延長) ÷ (幹線市道の総延長) × 100                 | 平成 20 年度<br>87.70% | 平成 26 年度<br>93.80% | <b>96.30%</b> | 10 年で 5%の向上を目指す。<br>※5 年で 2.5%の向上を目指す。<br>(過去 10 年の実績による) |



## 目標を実現するための具体的な方策

| 方 策                | 概 要   |
|--------------------|---|
| 1<br>円滑な道路環境の整備    | 国・県道と幹線市道を計画的に結び、交通の流れが円滑になるよう道路網を整備する。   |
| 2<br>安全・安心な道路環境の整備 | 路面の破損箇所や老朽化した橋りょう等の道路施設については、道路パトロール等により早期発見、早期補修に努め、老朽化が広範囲の補修については、長寿命化計画に基づいた計画的な修繕を行う。また、生活道路については消防車等緊急車両が進入できるよう拡幅整備するとともに、カラー舗装等で歩行者が安心して歩けるスペースを確保する。 |
| 3<br>快適な道路環境の整備    | 道路を快適に利用できるよう、歩道のバリアフリー化を促進する。また、市内の道路を常に良好な状態に保つため、県と連携して計画的な道路除草を行う。  |

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

| 方 策                | 概 要  |
|--------------------|--|
| 市民と市との協働による道路の維持管理 | 市民と市との協働により道路の環境美化を行う「伊東市公共施設の里親制度（アダプトシステム）実施要綱」及び「伊東市道路愛護推進事業補助金交付要綱」を活用し、積極的に市民の道路環境美化活動への参加を促進する。また、本活動を通じ日頃から市民が道路に興味をもつことで、異変等をいち早く察知し、道路の早期補修を図る。 |